

大学入試学会年次大会規程

制定 2024年5月9日

(目的)

第1条

この規程は大学入試学会（以下、「学会」という）会則第4条（1）及び第17条の規定に基づき、学会活動の一環として行う年次大会（以下、「大会」という）の企画運営に関する細則を定めるものである。

(事業)

第2条

学会は、大学入試とその関連分野における学際的な研究を推進するために、毎年1回大会を開催する。

(大会企画運営委員会)

第3条

第2条に定める事業を遂行するために、理事会の下に若干名から成る大会企画運営委員会（以下、運営委員会という）を組織する。運営委員会の組織は以下の通りとする。

(1) 委員長

運営委員会は、委員長を置く。委員長は互選により選出された担当理事が務める。

(2) 委員

運営委員は、委員長が正会員から若干名を推薦し、理事会で承認する。

(3) 任期

委員長及び委員の任期は役員改選までとし、再任を妨げない。

(4) 大会実行委員会

運営委員会は、大会ごとに大会実行委員会（以下、「実行委員会」という）を組織し、大会運営を指導監督する。

(大会実行委員会)

第4条

実行委員会は、運営委員会の指揮監督の下、大会開催実務の責を負う。実行委員会組織及び大会の準備状況は、運営委員会を通じて実行委員会委員長が随時理事会に報告する。なお、運営委員会委員長及びその他の理事、理事以外の運営委員が実行委員を兼ねることも可とする。実行委員会の組織は以下の通りとする。

(1) 委員長

委員長は運営委員会が正会員の中から理事会に推薦し、理事会が任命する。

(2) 事務局長

実行委員会に事務局及び事務局長を置く。事務局長は運営委員会との協議の上で実行委員会委員長が任命する。

(3) 実行委員

実行委員長は、運営委員会との協議の上で大会実施に必要なメンバーを委員として募集し、任命する。員数は実情に応じて任意に定めてよい。なお、委員を会員外から募集することを妨げない。

第5条

実行委員会事務局は、原則として事務局長が所属する組織に置く。

- (2) 事務局は委員長の指揮監督の下、周知広報活動、参加者及び参加費の管理業務、大会会場の確保、大会に関わる問合せへの対応等、大会の準備及び当日の運営における円滑な業務遂行の実務の中心を担う。

(大会)

第6条

大会の開催形態は対面を原則とするが、それに加えてオンラインによるオンデマンドないしはリアルタイム配信を併用することを妨げない。

年次大会には以下の事業が含まれる。

- (1) 総会（表彰式を含む）
- (2) 理事会
- (3) 個人研究発表
- (4) 学会企画イベント
- (5) 実行委員会企画イベント
- (6) 懇親会
- (7) 協議会イベント（協議会メンバー限定、参加費無料）
- (8) 賛助団体等による協賛事業
- (9) 大会通信の発行
- (10) 予稿集の編集及び発行
- (11) 参加者及び参加費の管理
- (12) 年次大会の周知広報活動
- (13) その他

第7条

大会において実施する事業は、以下に掲げる事項を除いて実行委員会が企画運営の責を負う。なお、大会で行われるすべての事業は、運営委員会の指揮の下、実行委員会と関係組織が十分な協議と協力体制の下で実施しなければならない。

- (1) 総会、理事会、学会企画イベントは理事会が企画し、実行委員会が開催する。
- (2) 協議会イベントは、大学等協議会及び高等学校等協議会が開催する。
- (3) 大会通信の発行、年次大会の周知広報活動は、実行委員会が広報委員会との協力の下で実施する。
- (4) 参加者及び参加費の管理は、実行委員会が学会事務局の協力の下で実施する。

第8条

大会は、参加希望者の利便性に鑑み、原則として夏休み期間ないしは9月頃の週末を含む3日間程度で実施する。大会日程は運営委員会が実行委員会と協議の上で定め、理事会に報告し、承認を受ける。

(予 算)

第9条

大会の開催に必要な経費を賄うために、大会参加費は有料とする。ただし、以下の事業への参加費は無料とする。

- (1) 学会が企画する無料公開イベント
- (2) 協議会が主催し、協議会加盟組織の構成員のみを対象とする協議会イベント

第10条

大会参加費は有料参加者の参加規模と必要経費の試算を基に実行委員会と協議の上で運営委員会が定め、理事会に報告の上、承認を得る。参加費の設定は以下の原則に基づく。

- (1) 当日参加と比較して、予約参加にメリットが生じること。
- (2) 非会員の参加費を最も高額に設定し、次いで、正会員、準会員、学生会員の順とすること。なお、賛助団体規程第3条(3)の規定に基づき、賛助団体からのオブザーバー参加者は1口3名まで無料とすること。
- (3) 大会の運営上可能であれば、大会当日に個人会員の勧誘及び入会手続きを行うこと。大会当日に入会手続きを完了した上で参加する個人に対しては、参加費として希望する会員種別に応じた当日参加者用の金額を適用すること。

第11条

大会は原則として独立採算とする。

- (2) 大会運営は学会活動の一環であることから、非会員であっても実行委員としての活動は無報酬とする。なお、予算の範囲内で対価を支払って大会運営業務の補佐を外部者に委託することは妨げない。
- (3) 大会会計は、学会会計とは独立とし、実行委員会が管理する。
- (4) 学会は、事前に大会準備に必要な費用を実行委員会に貸与する。
- (5) 実行委員会は、大会終了後に収支の精算を行い、理事会に会計報告を行う。
- (6) 年次大会では過不足の生じない予算を計上することを目指す。が、剰余金が生じた場合は学会会計に算入する。不足金が生じた場合は学会が負担する。

(雑 則)

第12条

この細則に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は運営委員会が別に定め、理事会の承認を得る。

(附 則)

この細則は2024年5月9日より発効する。

以上